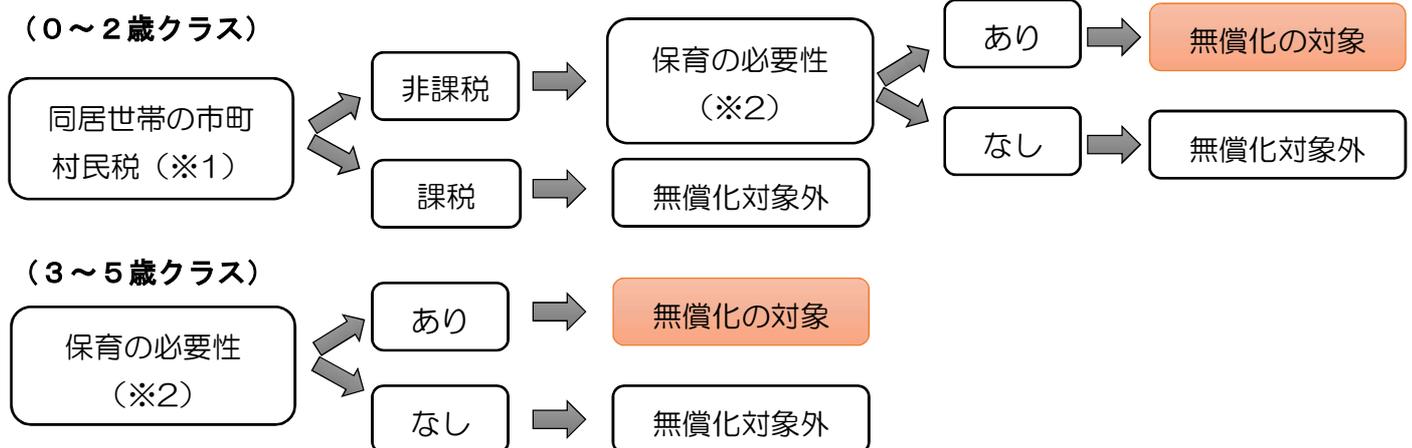


# 認可保育所の一時預かり保育利用に係る 幼児教育・保育無償化に関する各種手続 きについて

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の施行により、令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化が開始されました。

一時預かり保育の利用料について、無償化の対象となるためには、予め「保育の必要性の認定」を受けるなどの事務手続きが必要となりますので、下記を参考に円滑な事務手続きにご協力いただきますようお願いいたします。

## ○無償化対象判断フロー



※1 9月以降に認定を受ける場合は現年度の課税、8月以前に認定を受ける場合には前年度の課税を確認してください。

※2 2ページにある保育必要事由の有無により判断します。

## ○その他

園で提供される食事に係る食材料費は、給食費として別途負担していただきます。

(3～5歳児クラスのみ)

# 施設等利用給付認定について

## ○保育が必要な事由について

保育が必要な事由、認定期間については、岡崎市ホームページをご確認ください。

### <保育の必要性を証明する書類>

保育を必要とする事由	証明書類	
就労	外勤	就労証明書
	法人の代表者	就労証明書と直近の源泉徴収票の写し (設立から1年未満で源泉徴収票がない場合は法人の設立届出書の写し)
	個人事業主	就労証明書と事業主の確定申告書B第1票第2票の写し (開業後1年未満で確定申告をしていない場合は開業届の写し)
	専従者	就労証明書と事業主の直近の確定申告書B第1票第2票の写し (届出後1年未満で確定申告書に記載がない場合、青色事業専従者給与に関する届出書の写し)
	親族の事業に従事	就労証明書と直近の給与明細の写し(事業所名の記入があるもの)
	内職	就労証明書と直近3か月分の給与明細の写し
	農業	就労証明書と確定申告書B第1票第2票の写し (開業後1年未満で確定申告をしていない場合は開業届の写し)
産前産後	就労外申立書 (提出の際、母子健康手帳又は出産(予定)証明書の提示が必要です)	
保護者の疾病・障がい	就労外申立書と医師等の作成した、 <u>家庭での保育ができない旨の書かれた診断書等</u> (内容によっては入園基準に合わず、入園できない場合があります。)	
同居親族等の介護・看護	就労外申立書と医師等の作成した、 <u>常時介護・看護が必要な旨の書かれた診断書等</u> (内容によっては入園基準に合わず、入園できない場合があります。)	
就学	就労外申立書と在学証明書とカリキュラム等	
保護者の育児休業	就労証明書、もしくは会社が発行した <u>育児休業の通知の写し</u>	
災害復旧	就労外申立書と罹災(りさい)証明書	
求職活動	求職活動申立書	

※ 証明書類の様式は岡崎市ホームページでダウンロードが可能です。

### <岡崎市ホームページ>



①保育が必要な事由・  
認定期間について



②保育の必要性を  
証明する書類について

## ○認定申請手続きについて

以下の書類をご準備いただき、利用施設へご提出ください。

申請期限は、認定開始希望月の前月 25 日までです。

**(1) 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書**

**(2) 各種証明書類等** (P2参照)

※各種証明書類等は、証明日が申請日の3か月前以降のものが有効です。

※認定開始日は、申請日以降の日付となります。

(申請日より遡って認定することはできません。必ず利用開始日前に認定申請が必要です。)

※認定期間が終了した場合、それ以降の利用費の給付を受けることはできません。

※保育の必要な事由の変更・喪失、認定期間の変更の際は、変更申請をしてください。

## ○利用施設について

複数施設を併用する場合、組み合わせによって無償化の対象とならない場合があります。

詳細は保育課へお問合せください。

## 利用費給付の流れについて

### <支給額>

- (1)月額利用料のうち上限 37,000 円(3～5歳児クラスに在籍の児童)
- (2)月額利用料のうち上限 42,000 円(0～2歳児クラスに在籍の非課税世帯の児童)

①1日あたりの利用料 2,000 円×利用日数

②月額利用料の上限額(1)または(2)

①と②を比べて小さい方が1か月あたりの支給額となります。

※生活保護世帯については、利用料が0円であるため、支給はありません。

### <給付請求>

年4回の提出期限までに「施設等利用費請求書」に「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼支援提供証明書」を添付して、岡崎市役所保育課へ提出してください。

### <提出期限>

提出期限①・・・2月 10 日まで 提出期限②・・・5月 10 日まで

提出期限③・・・8月 10 日まで 提出期限④・・・11月 10 日まで

※提出期限が市役所閉庁日(土・日・祝)の場合、直前の市役所開庁日が提出期限となります。

※請求期限から2か月以内を目途に指定された銀行口座へ対象期間の給付費を入金いたします。

※請求書の請求金額を訂正することはできません。

※上限額の範囲において、他の施設でのサービス利用も併用可能です。請求の際は、1枚の請求書に利用しているすべての施設の領収書兼支援提供証明書を添付してください。

※当該利用月の保育料が各納付期限までに納入されない場合、給付請求はできません。

## 世帯課税状況について(0～2歳児クラスのみ対象)

認定申請時に保護者及び同居する祖父母の書類を以下のとおり提出してください。

- (1) 認定希望日の前年(認定希望日が9月～12月は当年)の1月1日以前から岡崎市に住民登録がある方

→書類の提出は不要です。

- (2) 認定希望日の前年(認定希望日が9月～12月は当年)の1月2日以降に岡崎市に転入された方

ア 認定希望日の前年(認定希望日が9月～12月は当年)1月1日現在の住所が国内の方  
当年度の市民税の所得割額が分かる書類を提出

例1)市町村民税課税証明書(※控除内容の記載があるもの)

例2)市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書

イ 認定希望日の前年(認定希望日が9月～12月は当年)1月1日現在の住所が国外の方  
自己申述書(様式は市役所保育課でお渡しいたします。)

※毎年9月に課税状況の対象年度を更新します。その結果、市町村民税非課税世帯でなくなる場合、施設等給付認定(新3号認定)は取消しとなります。

## ○申請内容変更の手続き

次の事項に該当する場合等は、速やかに届出をしてください。（施設利用費の給付に係ることについては書類を提出された翌月からの変更となります。届出のない場合、施設利用費を遡って給付することはできません。ただし、無償化の対象から外れる場合の手続きがなされていない場合は、給付済の施設等利用費の返還を求める場合があります。）

### <「子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」の提出が**必要**な変更>

- (1) 市内で転居した場合
  - (2) 家庭状況に変更があった場合（出産・死亡・結婚・離婚等）
  - (3) 修正申告等により非課税世帯でなくなり、無償化の対象から外れる場合（0～2歳児クラスのみ）
  - (4) 認定期間中に保育を必要とする理由が変更になった場合
  - (5) 認定期間中に退職などの理由で保育の必要性を喪失した場合
  - (6) 認定期間中に施設を退所又は他施設を利用開始した場合
  - (7) 認可保育所や企業主導型保育所を利用し、新たに保育を必要とする認定を受ける場合
  - (8) 認定期間を満了したが、引続き保育を必要とする理由を有する場合
- ※各種証明書類等(P2)を合わせて提出してください。

### <「子育てのための施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」の提出が**不要**な変更>

- (1) 市外へ転出した場合 → 転出した旨を利用施設及び保育課にお知らせください。  
※利用料の給付を引き続き希望する場合、転出先の市町村で新たに保育認定を受ける必要があります。
- (2) 就労先を変更した場合 → 月 60 時間以上の就労であれば変更申請は不要です。

<岡崎市ホームページ：幼児教育・保育の無償化について>

ホーム≫暮らし≫子育て・教育≫保育園・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設  
≫幼児教育・保育の無償化について



お問合せ 岡崎市役所こども部保育課 TEL.0564-23-6175